

平成30年度  
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル  
(ZEB) 化・省CO2促進事業

テナントビルの省CO2促進事業  
既存建築物等の省CO2改修支援事業  
国立公園宿舎施設のCO2改修支援事業

SERA

一般社団法人静岡県環境資源協会

1. はじめに
2. 公募する事業の内容
3. 補助事業の実施に関する事項
4. 応募（申請）に関する事項

# 補助金応募の際の重要事項

1. 本事業の執行には法律及び交付要綱等の規定により適正に行うこと。
2. 提出する書類は、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わない。
3. 補助金の交付決定前に契約・発注等を行った経費は、交付規程に定める場合を除き、補助金の交付対象とはならない。
4. 補助金で取得し、または効用の増加した財産を処分制限期間内に処分しようとする時は、事前にSERAの承認を受けること。
5. 事業の実施により、エネルギー起源CO2の排出量が確実に削減されることが重要。申請時に算出過程を含むCO2削減の根拠の明示と事業完了後に削減量の実績を報告する。
6. 補助事業の実施中または完了後に必要に応じて現地調査等を実施する。
7. 不正行為が認められたときは、交付決定の解除を行うとともに、支払い済みの補助金のうち解除対象となった額を返還してもらう。また、補助金に係る不正行為に対しては、SERAホームページで申請者名等を公表する。なお、補助金等に係る不正行為に対して、適正化法において、刑事罰等を科すことが規定されている。
8. 万が一、規定を守らず、SERAの指示に従わない場合には、交付決定の解除の措置をとることもある。また、事業完了後に補助事業の効果が発現されていないと判断される場合は、補助金返還などを求めることもある。

2

# 昨年度からの主な変更点

- ①グリーンリース契約等の事項を明確化
- ②ESCO事業者による申請が可能に
- ③事業完了日を支払いの完了日から検収日に変更  
(例) 工事完了後の検収日が11月30日の場合  
完了実績報告書の提出期限  
12月30日 (事業完了日から30日以内)

3

1. はじめに

**2. 公募する事業の内容**

3. 補助事業の実施に関する事項

4. 応募（申請）に関する事項

4

**2. 公募する事業の内容**

**2-1 テナントビルの省CO2促進事業**

2-2 既存建築物等の省CO2改修支援事業

2-2-1 民間建築物等における省CO2改修支援事業

2-2-2 地方公共団体所有施設の省CO2改修支援  
事業（バルクリース）

2-3 国立公園宿舎施設のCO2改修支援事業

5

# 事業の目的

本事業は、テナントが入居する既存の建物（テナントビル）において、ビルオーナーとテナントが環境負荷を低減する取組に関する契約や覚書（グリーンリース（GL）契約等）を結び、GL契約等に基づき協働して当該テナントビルの省エネ化、省CO2化を図る場合に必要となる設備導入等に係る費用の一部を支援することで、既存のテナントビルの低炭素化に向けた取組の推進及び不動産賃貸借契約におけるGL契約等の普及促進を目的とする。

## －基本的要件－

- 事業を行うための実績・能力があり、実施体制が構築されていること。
- 提案内容に、事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等が明確な根拠に基づき示されていること。
- 本事業の補助により導入する設備等について、国からの他の補助金を受けていないこと。
- 「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する申請者は対象外とする。誓約事項に違反した場合は、交付決定を解除する。

# グリーンリースについて

## ○グリーンリースとは…

ビルオーナーとテナントが協働し、不動産の省エネなど環境負荷を低減する取組みについて契約や覚書等によって自主的に取り決め、取り決め内容を実践すること。



ビルオーナー・テナント双方が水光熱費削減等の恩恵を受け、win-winの関係を実現することができる。



GLの種類	概要
運用改善のGL	ビルオーナーとテナント間の低炭素化における協力に関する取組みをいい、環境性能向上に向けた情報共有等の協力を明文化するものである。
改修を伴うGL	ビルオーナーが実施する低炭素化改修投資のメリットがテナントに帰属する場合に、テナントがビルオーナーへメリットを還元する取組み。

# 対象事業

## 調査事業

付帯条件付きの交付決定

- ※調査事業単独での応募は認めない。
- ※調査事業実施後は、調査結果に基づきGL契約等案をテナントと締結のうえ、設備導入事業に申請すること。

## 設備導入事業

【要件】設備の導入前後において、更新した設備全体の二酸化炭素排出量が15%以上削減できる設備改修であること。

～共用部及び共用設備の低炭素化改修の要件～  
GL契約等を締結しているテナントの床面積割合がビル全体の延べ床面積の15%以上

【グリーンリース契約等の事項】

改修を伴う GL契約等の場合	・少なくとも事業報告書提出期間中（ <u>事業終了後3年間</u> ）にGL契約等に基づく協働した取組を継続するために必要な措置等 ・設備改修による <u>経済的利益のオーナーへの還元</u> に関する事項
運用改善の GL契約等の場合	・少なくとも事業報告書提出期間中（ <u>事業終了後3年間</u> ）にGL契約等に基づく協働した取組を継続するために必要な措置等 ・ <u>協働</u> して行う運用改善の方策等

8

# 対象施設・対象設備

## 対象施設

補助対象となる建物及び対象外となる建物は公募要領で確認すること。

- ①建物の用途は建築確認申請の用途または図面で判断
  - ②複合用途の場合は上表の対象用途の建物である必要がある
  - ③対象となる建物であっても、対象外の用途の部分は補助対象外
- ※判断が難しい場合はSERAに相談のこと

## 対象設備

補助対象となる設備の範囲は公募要領で確認すること。

- ①導入設備は原則として更新前の設備よりもエネルギー消費効率が高いものを選択すること。
  - ②設備区分ごとに増エネになっておらず、改修前設備と比して、CO2排出量を15%以上削減できること。
  - ③トップランナー基準の対象設備を導入する場合は、直近の基準値以上のものを導入すること。
- ※判断が難しい場合はSERAに相談のこと

9

# 申請者①

## 補助金を申請をできる者

日本国内で事業を営んでいる法人であって、その者が所有する国内のテナントビルに対し、補助対象事業の目的に即した機器等を導入する者とする。

- a 民間企業
- b 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- c 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- d 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- e 法律により直接設立された法人
- f その他環境大臣が適当と認める者

※マスターリース等でテナントビルの所有者と設備設置者が違う場合や区分「f その他環境大臣が適当と認める者」に該当する場合は**応募前にSERAに相談**のうえ、必要な手続（協議）を行うこと。

# 申請者②

## 複数の権利者によって共同所有されるテナントビルの場合

**所有者全員による共同申請**を行うものとする。

※所有者に個人が含まれる場合や、法人格のない管理組合が申請する場合は**事前にSERAを通じて協議**すること。

## 複数の権利者によって区分所有されるテナントビルの場合

### ①テナントビル全体を申請対象とする場合

共区分所有者及び議決権の**4分の3以上の設備設置承諾書を得て**、管理組合法人または管理を行う企業が申請すること。

※所有者に個人が含まれる場合や、法人格のない管理組合が申請する場合は**事前にSERAを通じて協議**すること。

### ②テナントビルのうち区分所有部分のみを申請対象とする場合

**区分所有者が申請**を行うこと。

※テナントの占有面積が建物全体の延床面積を15%以上占めるのであれば、共用部・共用設備の改修も対象とすることができる。（**全区分所有者の同意**が必要）

# 申請者③

## ファイナンスリースまたはESCO事業

リース事業者あるいはESCO事業者を代表事業者とし、建物所有者等を共同申請者とする。

### 【交付の条件】

- ①リース料あるいはサービス料から補助金相当分が減額されていること
- ②補助事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類の提出

## 代行申請

**手続代行者**※が申請手続きを行うことを認める。

### 手続代行者※

- ・建築物省エネ法の知識を有する者
- ・プロパティマネジメント会社等の当該建築物の経営を代行する者
- ・設備のメンテナンス等を担う法人等

※原則、交付申請後の手続代行者の**変更は認めない**。

※手続代行者は**問合せ等のすべてに対応すること**。

# 補助金の交付額・事業期間

## 補助金の交付額

事業内容		補助率	上限額	
調査事業		定額	50万円	
設備導入事業	a テナント専用部	2分の1	aとbを 合算して 5,000万 円	
	b 共用部ま たは共用設備	テナントの床面積割合がビル全体 の延床面積の15%以上30%未 満		3分の1
		テナントの床面積割合がビル全体 の延床面積の30%以上		2分の1

## 補助事業期間

### 単年度

※調査事業を行う場合、設備導入事業も含めて**単年度で事業を終了すること**。

※交付決定日以降に事業を開始し、**平成31年1月31日までに完了すること**。

## 2. 公募する事業の内容

### 2-1 テナントビルの省CO2促進事業

### 2-2 既存建築物等の省CO2改修支援事業

#### 2-2-1 民間建築物等における省CO2改修支援事業

#### 2-2-2 地方公共団体所有施設の省CO2改修支援事業（バルクリース）

### 2-3 国立公園宿舎施設のCO2改修支援事業

## 事業の目的

本事業は、対象施設に対して**高効率の省CO2型設備を導入する**場合に必要経費の一部を補助することにより、当該施設のCO2の排出量の抑制を図ることを目的とする。

### － 基本的要件 －

- 事業を行うための実績・能力があり、実施体制が構築されていること。
- 提案内容に、事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等が**明確な根拠に基づき**示されていること。
- 本事業の補助により導入する設備等について、**国からの他の補助金を受けていない**こと。
- 「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する申請者は対象外とする。誓約事項に違反した場合は、交付決定を解除する。



# 対象施設等

## 対象事業

導入前の設備に比してCO2排出量を15%以上削減できる設備を導入する事業を対象とする。

## 対象施設

中小規模老人福祉施設等及び鉄・軌道関連施設を対象とする。

※対象施設は公募要領で確認すること。

## 対象設備

EMS等計測機器を補助対象とする場合は、エネルギー管理計画を策定すること。(EMSによるエネルギー削減効果は省エネ計算に含めない)

※対象設備は公募要領で確認すること。

※鉄軌道の対象外：空調・給湯設備、換気設備、受変電設備、ガス

※福祉の対象外：コージェネ

# 対象設備

## 対象設備について…

【中小規模老人福祉施設等の場合】

LED照明のみの改修は認めない。

補助対象	電気用品安全法に基づくPSEマークが付与されているLED照明器具
補助対象外	・LED照明のみを導入する事業は補助対象外 ・LEDランプのみの交換は補助対象外 ・従来の蛍光ランプで使用されている口金と同一形状の口金を有するLEDランプを装着できる照明器具のうち、口金を経てLED ランプへ給電する構造を持つ照明器具については補助対象外

【鉄・軌道関連施設の場合】

鉄・軌道事業用に特化した鉄道用高効率照明・空調等の導入に限る。  
複数の鉄・軌道関連施設の改修を1つの申請とする場合、施設単位で、改修対象設備全体で15%以上のCO2削減ができるものであること。

照明	鉄道関連施設照明、踏切警告灯、駅舎等の案内表示板その他の高効率照明
空調	駅舎、運転司令室等の高効率空調

# 申請者①

## 補助金を申請をできる者

### 【中小規模老人福祉施設等の場合】

- 対象老人福祉施設等の所有者又は運営を行う者  
※地方公共団体が申請者となる場合は要件あり（公募要領で確認すること）
- ファイナンスリース契約又はシェアードセイビングス方式のESCO事業により設備を提供する企業

### 【鉄・軌道関連施設の場合】

- 鉄道事業法第3条に規定する事業者（鉄道事業者）及び軌道法第3条に規定する事業者（軌道事業者）  
※要件あり（公募要領で確認すること）
- 鉄道及び軌道事業者に対し、ファイナンスリース契約又はシェアードセイビングス方式のESCO事業により設備を提供する企業

# 申請者②

## 補助事業における共同実施

全ての事業者が補助事業者に該当することが必要となる。

※補助金の交付の対象者が代表事業者となり、他の者は共同事業者として申請すること。

## ファイナンスリースまたはESCO事業

リース事業者あるいはESCO事業者を代表事業者とし、建物所有者等を共同申請者とする。

## 代行申請

手続代行者※が申請手続きを行うことを認める。

# 補助金の交付額・事業期間

## 補助金の交付額

**3分の1（上限：2,500万円）**

## 補助事業期間

**単年度**

※交付決定日以降に事業を開始し、平成31年2月28日までに完了すること。

## 2. 公募する事業の内容

### 2-1 テナントビルの省CO2促進事業

### 2-2 既存建築物等の省CO2改修支援事業

#### 2-2-1 民間建築物等における省CO2改修支援事業

#### 2-2-2 地方公共団体所有施設の省CO2改修支援事業（バルクリース）

### 2-3 国立公園宿舎施設のCO2改修支援事業

# 事業の目的

本事業は、中小規模地方公共団体が、**バルクリースにより複数の公共施設を一括して省CO2改修する**ことで、地域のリース会社・地元工事会社等を活用し、地域内で資金を循環させながら公共施設を一括改修するモデルを形成することを目的とする。

## － 基本的要件 －

- 事業を行うための実績・能力があり、実施体制が構築されていること。
- 提案内容に、事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等が**明確な根拠に基づき**示されていること。
- 本事業の補助により導入する設備等について、**国からの他の補助金を受けていない**こと。
- 「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する申請者は対象外とする。誓約事項に違反した場合は、交付決定を解除する。

# 対象事業

## 対象事業

※一連の事業として実施する。①のみの申請は認められない。

### ①バルクリースによる低炭素設備導入調査事業

地方公共団体所有の施設において、「**複数種類の設備を複数の施設に導入すること**」を前提に、改修によるCO2削減効果、バルクリースを活用した場合の費用対効果や、投資回収に必要な年数等について調査を行い、設備改修計画を策定する事業。

#### <検討事項>

- 施設ごとの設備の現状把握
- 施設ごとの低炭素設備の導入数量、導入費用、導入による効果、削減された光熱費及び維持管理費による導入費用の回収に必要な年数等
- バルクリースによる効果

### ②バルクリースによる低炭素設備導入支援事業

調査事業によって作成した設備改修計画に基づき、設備改修を行う事業。対象施設は調査事業を実施した結果に基づき選定した施設であって、**施設単位**で、**改修前設備と比して、CO2排出量を15%以上削減**できる設備であること。

① ②  
 ① 複数種類の設備が一つ以上の建物に導入されること  
 ② 改修対象設備区分のうち一種類以上の設備が複数の建物に導入されること

### ～複数種類の設備を複数の施設に導入するとは…～

	A施設	B施設	C施設	判定
事業①	照明・空調	照明・空調	照明・給湯	○
※ABCに複数種類の設備が導入されており①を満たし、照明がABC、空調がABの複数の建物に導入されており②も満たす。				
事業②	照明・空調	照明・空調	給湯	○
※ABに複数種類の設備が導入されており①を満たし、照明がAB、空調がABと複数の建物に導入されており②を満たす。				
事業③	照明・空調	照明	空調	○
※Aに照明・空調の2種類の設備が導入されており①を満たし、照明と空調の2種類の設備が複数の建物に導入されており②を満たす。				
事業④	照明・空調	照明	照明	×
※①を満たすが、照明のみ複数の建物に導入されているため、②を満たしていない。空調がAのみなので不可。				
事業⑤	照明	照明	空調	×
※①、②のどちらも満たしていない。				
事業⑥	照明	空調	給湯	×
※①、②のどちらも満たしていない。				
事業⑦	照明	照明	照明	×
※①、②のどちらも満たしていない。				

24

## 対象施設と対象設備

### 対象施設

地方公共団体等が所有する公共施設であること。

### 対象設備

調査事業で調査対象とした施設に導入される設備等であり、EMS等計測機器を補助対象とする場合は、エネルギー管理計画を策定すること。  
 (EMSによるエネルギー削減効果は省エネ計算に含めないこと。)

※対象設備は公募要領で確認すること。

25

# 申請者

## 補助金を申請できる者

- ① バルクリースによる低炭素設備導入調査事業  
人口が25万人未満の市町村及び地方公共団体の組合
- ② バルクリースによる低炭素設備導入事業  
調査事業実施者に対し、ファイナンスリース契約又はシェアードセイビング方式のESCO事業により設備を提供する企業

## 補助事業における共同実施

全ての事業者が補助事業者に該当することが必要となる。

## ファイナンスリースまたはESCO事業

リース事業者あるいはESCO事業者を代表事業者とし、建物所有者等を共同申請者とする。

## 代行申請

手続代行者※が申請手続きを行うことを認める。

26

# 補助金の交付額・事業期間

## 補助金の交付額

- ① バルクリースによる低炭素設備導入調査事業  
**定額（上限：2,000万円）**
- ② バルクリースによる低炭素設備導入支援事業  
**3分の1（上限：8,000万円）**

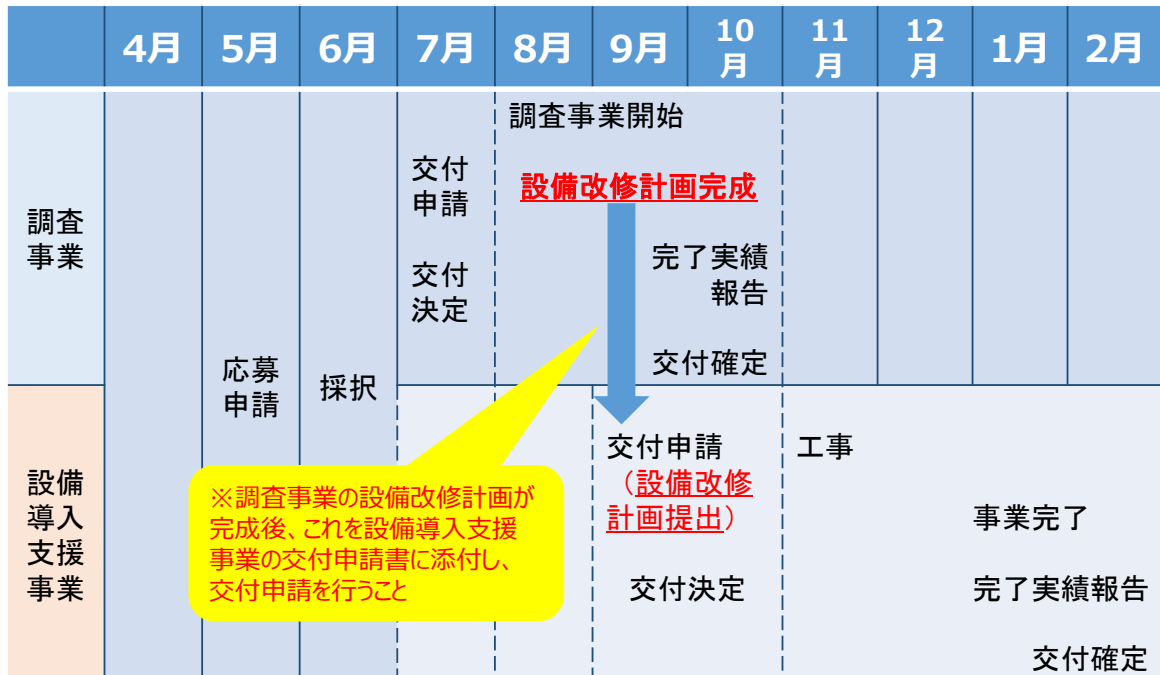
## 補助事業期間

**単年度** ※複数年度申請は認めない

※交付決定日以降に事業を開始し、平成31年2月28日までに完了すること。

27

## ～調査事業と設備導入支援事業のスケジュール例～



※平成30年度の秋期を目処に調査事業を終え、設備導入支援事業の交付申請を行う必要がある。

## 2. 公募する事業の内容

### 2-1 テナントビルの省CO2促進事業

### 2-2 既存建築物等の省CO2改修支援事業

#### 2-2-1 民間建築物等における省CO2改修支援事業

#### 2-2-2 地方公共団体所有施設の省CO2改修支援事業（バルクリース）

### 2-3 国立公園宿舎施設のCO2改修支援事業

# 事業の目的

本補助金は、国立公園内の、自然公園法に基づく国立公園事業の認可を受けた宿舎事業施設に対して、省CO2性の高い機器等を導入する事業に補助金を交付することにより、業務その他部門の大幅な低炭素化の実現に寄与することを目的とする。

## － 基本的要件 －

- 事業を行うための実績・能力があり、実施体制が構築されていること。
- 提案内容に、事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等が明確な根拠に基づき示されていること。
- 本事業の補助により導入する設備等について、国からの他の補助金を受けていないこと。
- 「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する申請者は対象外とする。誓約事項に違反した場合は、交付決定を解除する。

# 対象事業

## 対象事業

導入前の設備に比してCO2排出量を15%以上削減できる対象となる設備を導入する事業

※インバウンド対応のための改修等の実施も要件とする。（インバウンド改修等にかかる費用は補助対象外）

- インバウンド改修等の条件等について
  - ・インバウンド改修等の着手時期は申請前、申請後を問わないが、少なくとも一つの改修等が補助事業期間内に完了し、その証拠となる写真等を完了実績報告時に必ず提出すること
  - ・過去5年以内に実施されたインバウンド改修等も認める



# 対象施設

## 対象施設

自然公園法第5条第1項の規定により環境大臣が指定する「国立公園」の区域内において、同法第10条第3項の規定に基づく環境大臣の認可を受けた宿舎事業施設（※所有者又は運営者の住居部分は補助対象外）

## 対象設備

LED照明を導入する場合は取扱い気を付けること。LED照明のみの改修は認めない。

※対象設備は公募要領で確認すること。

# 申請者

## 補助金を申請ができる者

- ①自然公園法第10条第3項の規定に基づき、環境大臣の認可を受けて宿舎事業を執行する者
- ②①より委託等を受け当該施設を運営する者で、設備の所有者となる者。  
※①との共同申請
- ③設備を①又は②にファイナンスリース又はESCO事業により提供する契約を行う民間企業

## 補助事業における共同実施

全ての事業者が補助事業者に該当することが必要となる。

## ファイナンスリースまたはESCO事業

リース事業者あるいはESCO事業者を代表事業者とし、建物所有者等を共同申請者とする。

## 代行申請

手続代行者※が申請手続きを行うことを認める。

# 補助金の交付額・事業期間

## 補助金の交付額

※インバウンド改修等にかかる経費は補助対象外

### ①太陽光発電設備以外

**2分の1**

### ②太陽光発電設備（蓄電池を含む）

**3分の1**

売電不可、自家消費に限る。  
蓄電池に関しては、創蓄連携とし、経済産業省資源エネルギー庁「定置用蓄電池の価格低減スキーム」に合致するものを補助対象とし、補助金額は定額とする。

※蓄電池を補助対象とする場合は申請前にSERAに連絡すること。

## 補助事業期間

**単年度** ※複数年度申請は認めない

※交付決定日以降に事業を開始し、平成31年2月28日までに完了すること。

# 環境省自然保護管事務所等への照会について

## 環境省自然保護管事務所等への照会

本補助事業として実施する改修工事や設備設置等が自然公園法10条第6項の公園事業の変更に該当する可能性があるため、**本補助事業申請前に、必ず所管する自然保護官事務所等へ照会**し、変更申請が必要かどうか確認すること。また、その照会結果を応募申請書に記載すること。

※各自然保護官事務所等の国立公園担当者に「国立公園宿舍施設の省CO2改修支援事業」の申請にあたり、事前相談を行いたい旨、連絡すること。

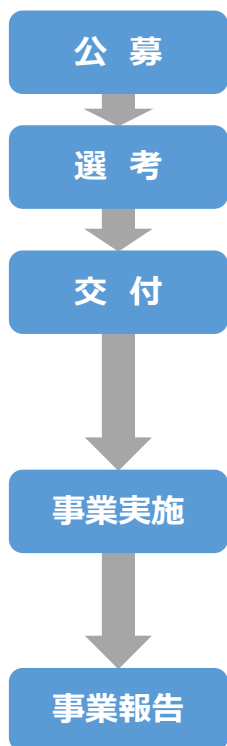
# 1. はじめに

# 2. 公募する事業の内容

# 3. 補助事業の実施に関する事項

# 4. 応募（申請）に関する事項

## 事業スケジュール



年間予定	申請者	SERA
<b>公募期間</b> 4月16日～5月25日	情報入手 ↓ 交付規程、公募要領等を元に 応募申請書類作成・提出	交付規程、公募要領等 SERAホームページで公開 ↓ 公募受付(4/16～5/25)
<b>選考</b> 審査 5月下旬 採択の決定(6月下旬)		応募申請書類審査、選考 ↓ 審査委員会採点基準に基づく採点 ↓ 採択の決定(6月下旬)
<b>交付申請期間</b> 交付申請書提出 採択通知後 交付決定(7月下旬～)	採択事業者への専断取組説明会の開催 (7月上旬・東京・採択決定者は参加必須) ↓ 交付規程を元に 交付申請書類作成・提出	交付申請書類確認 ↓ 交付決定通知(7月下旬～)
<b>事業の完了</b> 1月31日までに事業完了	事業開始(交付決定日以降) ↓ 工事請負契約等 ↓ 工事 ↓ 検収 事業完了 支払い完了 1月31日まで ↓ 完了実績報告書の作成・提出	着工審査(必要に応じ) ↓ 進捗状況報告 (必要に応じ現地調査等を実施) ↓ 確定検査(要領等参照、必要に応じ現地調査) ↓ 交付開確定通知 ↓ 精算払込請求書 ↓ 補助金支払い～5月31日まで
<b>事業報告書の提出</b> (毎年度毎に年度終了後30日 以内に提出)	事業報告書の作成・提出 (補助事業の完了した日からその年度の 3月31日までの期間及びその後の3年 間の経費、通算1年度のCO2削減量など を報告)	事業報告書の受領(環境大臣)

# 補助対象事業の選定①

## 選定方法

- ①応募者より提出された実施計画書等をもとに、**審査基準に基づき厳正に審査を行い**、予算の範囲内で補助事業を選定し、補助金の交付先を採択する。
- ②対象事業の**基本的要件に適合しない**提案は審査を行わない。
- ③審査結果、対象事業要件に適合する提案であっても、**補助金額の減額**又は**不採択となる場合**がある。
- ④審査結果より**付帯条件**、あるいは申請された**計画の変更**を求める場合がある。

※審査結果に対するご意見・お問い合わせには対応しない。

※審査基準案については、公募要領で確認すること。

※特定の高効率機器（L2-Tech製品）等は審査の際に加点対象となる。  
最新版のリストに掲載の製品が対象

※L2-Tech：先導的(Leading)な低炭素技術(Low-carbon Technology)

# 応募にあたっての留意事項

## 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、**事業の不採択、採択の取消、交付決定の解除、補助金の返還等**の措置をとることがある。また、不正行為が認められた場合、SERAホームページで、**申請者の名称等を公表する**。

## 補助対象経費

補助事業を行うために直接必要な経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限る。

※補助金適正化法では、補助金の目的外使用は固く禁じられている。

## 利益排除

自社調達によってなされた設計、工事、物品購入等については、**原価計算により利益相当分を排除した額**（製造原価）を補助対象経費の実績額とする。

# 補助事業採択後における留意事項について①

## 基本的な事項について

- ・補助金の交付については予算の範囲内で交付する。
- ・適正化法、適正化法施行令、交付要綱及び実施要領の規定によるほか、交付規程の定めるところによる。

※規定が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがある。

## 採択以降～補助金交付までについて

### ①交付申請

採択された事業者には、交付申請書を速やかに提出すること。

補助対象経費は、原則として、【テナント：平成31年1月31日、既存、国立公園：平成31年2月28日】までに行われる事業で、かつ当該期間までに支払いが完了するもの。

### ②交付決定

SERAは、補助金の交付が適当と認められたものに交付の決定を行う。

### ③事業の開始

補助事業者は、SERAからの交付決定を受けた後に、事業開始すること。

## 契約を締結する注意点

- 契約・発注、着工は、SERAの交付決定日以降に行うこと
- 導入する設備等は、補助事業の遂行上著しく困難又は不適當である場合を除き、入札や三者見積等の競争原理が働くような手続きによって調達先を決定すること。
- 当該年度に行われた委託等に対して当該年度中に対価の支払い及び精算が行われること。
- 「補助事業の手引き」(SERA) 及び「環境省所管の補助金等に係る事務処理手引」(環境省大臣官房会計課) 等に基づき事務処理を行うこと。
- 事業計画に変更のある場合、又は変更が生じる恐れがある場合、必ずSERAまで相談し、必要な手続きを取ること。(完了時に判明した計画外の設備や工事は補助対象外とする場合があるので注意すること)

## 補助事業採択後における留意事項について②

### 採択以降～補助金交付までについて

#### ④実績報告及び書類審査

※補助事業の完了日：検収をした日

完了後30日以内又は当該年度【テナント：2月10日、既存、国立公園：3月10日】のいずれか早い日までに実績報告書をSERAに提出する。

#### ⑤補助金の支払い

補助事業者は、SERAから交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出すること。

※財産処分納付金の納付が必要になる場合があるので注意！

#### ⑥取得財産の管理について

補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産は、取得財産等管理台帳を整備し、取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめSERAの承認を受ける必要がある。

## 補助事業採択後における留意事項について③

テナントのみ

### 採択以降～補助金交付までについて

#### ⑦申請対象不動産の権利移動に関する事項について

対象となるテナントビルの所有権移転事由（売買・交換予約契約を含み、申込は含まない）が生じた場合

所有権移転事由の発生時点	取り扱い
応募申請以前	所有権移転事由が解消するまで申請不可とする。
応募申請～交付決定まで	採択以前に生じた場合は審査対象外、採択以後に生じた場合は採択、交付決定を取り消す。
補助事業実施期間中 (交付決定日～補助事業完了日)	補助金の交付の対象外事業とみなし、補助金を交付しない。
補助事業完了後 (補助事業完了日以降～)	財産処分の承認申請をすること。 なお、承認にあたって国庫納付（補助金の返還）や再処分に関する条件等が付される場合がある。

## 補助事業採択後における留意事項について④

テナント  
のみ

### 採択以降～補助金交付までについて

⑧テナントの退去等によりGL契約等が解除された場合の取り扱いについて  
※期間内に新たに入居するテナントと当初と同様のGL契約等を締結した場合を除く

#### a 補助事業実施期間中に生じた場合

補助金の交付決定を受けてから補助事業が完了するまでの間にGL契約等が解除された場合、当該事業の交付決定の全部または一部を取り消す。

#### b 補助事業完了後、第4回事業報告書提出期限までに生じた場合

補助事業完了後、第4回事業報告書提出時までGL契約等が解除された場合は、財産処分申請を行うこと。

※次の事業報告書の提出時に、テナントの入れ替わり等に関する情報、新たなテナントとの契約書等の必要情報の報告を行うこと

## 補助事業採択後における留意事項について⑤

### 採択以降～補助金交付までについて

#### ⑨事業報告に関する規定

補助事業者は、補助事業の完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間のCO2削減効果等についての報告書を環境大臣に提出すること。

※CO2削減効果が著しく悪い場合や、事業報告書を提出しない場合は補助金の返還を求める場合があるので注意！

#### ⑩維持管理

補助事業により導入した設備等の取得財産は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。

## 補助事業採択後における留意事項について⑥

### 経理について

#### ①補助金の経理について

補助事業の経費については、収支簿及びその証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておくこと。

帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の**終了後5年間**、いつでも閲覧に供せるよう保存しておくこと。

#### ②国庫補助金の圧縮記帳等

本補助金は、「国庫補助金等」に該当するため、補助事業者が法人の場合、**国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定**の適用を、また、個人の場合は、**国庫補助金等の総収入金額不算入の規定**の適用を受けることができる。

ただし、**事務費**については、これらの規定が適用されない。

#### ③J-クレジット

補助事業者は、耐用年数等を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジットとして認証を受けた場合は、当該J-クレジットを移転又は無効化することができない。

## その他

### CO2削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施によるCO2排出削減量を把握し、**事業完了後においても、環境大臣及びSERAの求めに応じて事業の実施に係る情報その他事業の効果等の分析・周知等に必要な情報を提供すること。**

### 補助事業完了の現地調査

補助事業の完了日の属する年度以降、必要に応じて導入した設備と設備の稼働状況、管理状況及び事業の成果を確認するため、**環境省から委託を受けた団体による現地調査**を行う場合がある。

### 補助事業の明示

補助金によって整備された設備及び機械器具には、環境省補助事業であることを**プレートやシール等**を利用して明示すること。

### 事業内容の発表について

本事業の実施内容・成果については、広く国民へ情報提供していくことが重要である。



1. はじめに
2. 公募する事業の内容
3. 補助事業の実施に関する事項
- 4. 応募（申請）に関する事項**

## 応募について

### 応募書類

- ①応募申請書
- ②実施計画書  
 (添付)・省CO2排出量集計表  
 ・補助事業申請者向けハード対策事業計算ファイル
- ③経費内訳
- ④企業概要、定款等
- ⑤経理状況説明書 ※共同事業者がある場合はそれを含む。
- ⑥法律に基づく事業者である証明 ※テナント事業は除く
- ⑦暴力団排除に関する契約事項
- ⑧その他資料



※詳細は、公募要領で確認すること

### 提出部数等

- 応募書類一式（ファイリングしたもの） 1部
- 電子データ（CD-RまたはDVD-R） 1部

### 公募期間

平成30年4月16日（月）～平成30年5月25日（金）17時

# ～参考見積書（設計書）例～

**見 積 書**

見積番号 平成30年 月 日

株式会社環境総合設計 御中

貴御照会の件下記のとおり御見積もり申し上げます。

第一ビル省CO2促進事業費として  
(環境省補助事業 テナントビルの省CO2促進事業)

**15,311,040** 円(税抜)

環境資源設備株式会社

住 所 東京都港区虎ノ門  
電 話 03-1234-5678

納期 平成30年12月31日  
引渡場所 第一ビル  
支払条件 請求後翌月末日まで  
見積書有効期限 3ヶ月

納期は平成31年1月31日以前であるか確認すること。

交付申請時において十分に有効期限内であること。  
※契約日もしくは、注文請書の日付が見積書の有効期限内である必要があります

公募要領別表の区分・費目・細分ごとに項目を分けてください。

材料費や労務費は一式ではなく、台数、個、人工等の具体的な単価に数量を掛けたものにしてください。

カタログ等定価のわかる根拠を添付

区分	費用	細	単	数	単価	総額	備考
設備費							
	設備費						
		GHP 室内機	ABC123E	2	5,000,000	10,000,000	定価 4,200,000 円
		防振架台	GHLJ45K	2	50,000	100,000	メーカー概算見積 65,000 円
		GHP 室内機天吊型シクフルロー	LMN067P	12	150,000	1,800,000	定価 200,000 円
		天吊型シクフルロー標準パネ	QRS89TU	12	20,000	240,000	メーカー概算見積 30,000 円
		分歧管	VWXY00Z	2	250,000	250,000	
		高性能リモコン	BC23F	12			

50

※詳細は、応募の手引で確認してください。

**SERA**

Shizuoka Environment Resources Association  
一般社団法人 静岡県環境資源協会



# ～参考見積書（設計書）例～

材料費は、建築物価・積算資料を参考のうえ実施可能な単価とし、参考とした建築物価・積算資料の掲載頁を記入してください。

雑材料や配管支持金物等は積算基準での掛け率で一式計上して構いません。

建築物価等に掲載していない材料については、定価があるものは定価を記入し、ないものはメーカー概算見積の見積価格で可とします。

労務費は「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業実施可能な単価として計上していただいでください。

間接工事費は積み上げるか、もしくは一式での計上で構いませんが、国土交通省監修の公共建築工事共通費積算基準(土木、建築、機械、電気通信)の諸経費率を超える場合は、その超過分は補助対象外とする場合があります。

		冷媒配管工事費(屋外)	15.88φ	10	m	4,030	40,300	建築物価 2017年7月号 P.529
		冷媒配管工事費(屋外)	22.22φ	15	m	5,310	79,650	建築物価 2017年7月号 P.527
		冷媒配管工事費(屋内)	15.88φ	20	m	4,140	82,800	建築物価 2017年7月号 P.544
		冷媒配管工事費(屋内)	22.22φ	20	m	5,610	112,200	建築物価 2017年7月号 P.547
		室外機ドレン配管工事費	GH45J	10	m	3,030	30,300	建築物価 2017年7月号 P.612
						1,830	3,660	建築物価 2017年7月号 P.655
						1,830	18,300	建築物価 2017年7月号 P.660
						∴	∴	∴
		労務費						
		GHP 室外機搬入掘付費	電気	2	人工	21,700	43,400	公共工事設計労務単価 (000)
		室内機搬入掘付費	電気	10	人工	21,700	217,000	公共工事設計労務単価 (000)
		天井補修工事費	電気	3	人工	21,700	65,100	公共工事設計労務単価 (000)
		ワイドパネル取付費	電気	1	人工	21,700	21,700	公共工事設計労務単価 (000)
		(間接工事費)						
		共通仮設費	共通仮設費	1	式	200,000	200,000	
		現場管理費	現場管理費	1	式	350,000	350,000	

51

※詳細は、応募の手引で確認してください。

**SERA**

Shizuoka Environment Resources Association  
一般社団法人 静岡県環境資源協会



## ～参考見積書（設計書）例～

補助対象外経費である場合は、その旨備考欄に記載してください。

既存設備の撤去費は補助対象外です。撤去費が見積もりに含まれていない場合、補助事業者が負担していることを確認します。

補助対象外の工事に係る間接工事費は個別に算出してください。（補助対象の間接工事費と一緒にしない。）

		一般管理						
		(撤去工事費)						
		既設空調設備撤去費用						
		人工	設備機械工	10	人工	21,000	210,000	<補助対象外>
		既設冷媒ガス回収費		2	系統	7,000	14,000	<補助対象外>
		回収冷媒ガス破壊処理費		150	kg	1,000	150,000	<補助対象外>
		同上搬送費		1	式	80,000	80,000	<補助対象外>
		既設室内機撤去費		12	台	5,000	60,000	<補助対象外>
		∴	∴	∴	∴	∴	∴	∴
		共通仮設費		1	式	20,000	20,000	<補助対象外>
		現場管理費		1	式	100,000	100,000	<補助対象外>
		一般管理費		1	式	80,000	80,000	<補助対象外>

補助対象外の経費も含んだこの費用を、別紙2 経費内訳(1)総事業費に記入してください。ただし、見積もりのなかに、本事業の目的達成のためのもの以外の工事がある場合(例 空調工事に加えて、本事業と関係の無い、補助対象外の屋根の補修工事もお願する等)、その額は総事業費から除いてください。(できる限り別の見積・契約としてください。)

52

※詳細は、応募の手引で確認してください。

SERA

Shizuoka Environment Resources Association  
一般社団法人 静岡県環境資源協会



## 事業の問い合わせについて

一般社団法人 静岡県環境資源協会  
省CO2促進事業 支援センター

〒420-0853 静岡市葵区追手町9-28 興産ビル2階

メール: center@siz-kankyou.or.jp

電話: 054-266-4161

FAX: 054-266-4162

<http://www.siz-kankyou.jp/co2.html>

53

SERA

Shizuoka Environment Resources Association  
一般社団法人 静岡県環境資源協会

